

令和6年9月25日

白岡市議会議長 大 島 勉 様

総務常任委員長 加 藤 一 生

総 務 常 任 委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会に付託の調査事件について、白岡市議会会議規則第105条の規定により別紙のとおり報告いたします。

調査事件名

○市税について

総務常任委員会調査報告書

1 調査事件名 市税について

2 調査の経過

(1) 調査年月日 令和6年7月16日(火)

(2) 場 所 白岡市役所庁舎4階 議員控室

(3) 出席者 委員長 加藤 一生 副委員長 中山 廣子
 委員 和賀 正義 委員 松本 栄一
 委員 遠藤 誠 委員 江原 浩之
 議長 大島 勉

議会事務局長 長倉 健太郎 外1名

(4) 職員出席者 総務部税務課長 岩楯 浩志 外4名(敬称略)

(5) 調査の概要

ア 税務課組織

税務課の職員数は、23人(課長、課長補佐、住民税担当7人、資産税担当8人、徴収管理担当6人)〔令和6年3月31日現在〕

住民税担当及び資産税担当が各税目の賦課を行い、徴収管理担当が市税の徴収・滞納整理等を行う組織体制となっている。

イ 市税の概要

税 目	納税義務者	計算方法
個人市民税 (個人県民税と合わせて「個人住民税」という。)	1月1日現在、市内に住所がある個人	「均等割」 + 「所得割」 〔均等割〕 一律4,000円(市民税3,000円+県民税1,000円)+森林環境税(国税)1,000円 〔所得割〕 (所得金額-所得控除)×10%(市民税6%・県民税4%)-税額控除
法人市民税	市内に事務所や事業所、寮等がある法人	「法人税割」 + 「均等割」 〔法人税割〕 (税率)事業年度の開始日に応じて 6.8%~13.1% 〔均等割〕 資本金等の額と市内の従業者数に応じて 50,000円~3,000,000円

税 目	納税義務者	計算方法
固定資産税	1月1日現在、市内に土地、家屋又は償却資産を所有している人	課税標準額×税率(1.4%)
都市計画税	1月1日現在、市街化区域内*に土地、家屋を所有している人 * 公共下水道の供用開始に伴い、令和元年度から市街化調整区域のうち宮山団地も課税対象	課税標準額×税率(0.1%)
軽自動車税 (種別割)	4月1日現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者	〔原動機付自転車及び二輪車等〕 車種に応じて2,000円～5,900円 〔三輪以上の軽自動車〕 車種・初度検査年月・用途に応じて ・三輪 (660cc以下) 3,100円～4,600円 ・四輪以上 (660cc以下) (乗用車) 5,500円～12,900円 (貨物車) 3,000円～6,000円
軽自動車税 (環境性能割)	自動車(特殊自動車、二輪車を除く。)の取得者	自動車の取得価額×税率 (税率) 自動車の燃費性能等に応じて ・自家用…非課税、1～3%のいずれか ・営業用…非課税、0.5～2%のいずれか
市たばこ税	たばこの消費者が負担し、製造たばこの製造者や卸売販売業者などが納付	1,000本につき、6,552円 (別途、県たばこ税1,070円、国たばこ税6,802円、たばこ特別税(国)820円)

〔補足事項〕

○ 個人住民税

・ 「森林環境税」

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税。令和6年度から、個人市民税・県民税と併せて1人当たり年額1,000円が徴収される。

・ 「個人住民税の定額減税」

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度分の個人住民税において、定額による減税措置を行うこととなった。前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得

割の納税義務者を対象に、本人、配偶者を含む扶養親族 1 人につき 1 万円を減ずる。

○ 固定資産税・都市計画税

課税標準額の基となる固定資産評価額は、3 年に 1 回見直される（評価替え）。令和 6 年度は評価替えの年度に該当する。

ウ 市税収入の歳入全体に対する構成割合

（単位：円）

	5 年度 決算	4 年度 決算	3 年度 決算	2 年度 決算	元年度 決算
一般会計 歳入合計額	20,425,915,694	18,822,585,041	18,136,643,139	21,525,768,456	15,063,824,290
市税収入額	7,508,009,112	7,390,356,266	7,230,447,736	7,412,545,515	7,345,157,278
構成割合	36.76%	39.26%	39.87%	34.44%	48.76%

- 令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症関連の交付金が交付されたことに伴い、市税の構成割合が相対的に低下した。

エ 市税全体※の現年度分調定及び収入額の前年度対比伸率

	調定額(円)	前年比	収入額(円)	前年比	徴収率
5 年度	7,507,220,181	1.3%	7,468,089,247	1.4%	99.5%
4 年度	7,411,621,812	2.4%	7,367,013,510	2.3%	99.4%
3 年度	7,235,393,064	-2.5%	7,198,637,900	-2.4%	99.5%
2 年度	7,420,934,518	1.2%	7,377,054,066	1.2%	99.4%
元年度	7,332,376,117	-	7,287,827,147	-	99.4%

※ 個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（環境性能割）、軽自動車税（種別割）、国有資産等所在市町村交付金及び納付金、市たばこ税

- 令和 3 年度において調定額及び収入額が大きく減少した要因は、固定資産評価額の 3 年に 1 回の評価替えによるものである。

オ 納税義務者数の推移

（単位：人）

	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
個人市民税	28,561	28,186	27,659	27,783	27,546
法人市民税	965	925	900	874	874
固定資産税	21,571	21,451	21,361	21,212	21,164
都市計画税	14,896	14,795	14,694	14,553	14,486
軽自動車税	14,855	14,592	14,460	14,272	14,063

- いずれの税目においても、納税義務者は増加傾向である。

カ 督促状等の送付状況

(ア) 督促状と催告書

- a 督促状 … 納期限を過ぎても市税が納付されない場合に送付する。

(令和5年度督促状送付件数：延べ17,160件)

- b 催告書 … 督促状送付後も納付が確認できない場合に送付する。

税目ごと・期別ごとに送付する「期別催告書」と、
納税者ごとに全ての滞納税目を名寄せして3か月ごと
に送付する「集合催告書」がある。

(令和5年度集合催告書送付件数：3,175件)

(イ) 白岡市納税コールセンターによる電話催告

平成22年8月に設置した当センターは、原則として火曜日・木曜日・金曜日（年間120日間）の午前10時～午後5時、電話による納税催告を実施している（令和5年度電話催告対象者数：延べ11,440件）。

キ 口座振替状況

市税の口座振替は、納め忘れを防ぐために有効な手段であり、勧奨に努めている。令和5年度における口座振替利用率は42.25%（市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の3税合計）であった。

ク コンビニエンスストア等収納状況

コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリでの納付は、休日・夜間等も納付が可能であり、利便性が高い。令和5年度におけるコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリによる収納率は、件数ベースで25.83%、金額ベースで15.81%であった（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税合計）。

ケ 滞納繰越額の推移と滞納処分の停止、差押

(ア) 市税全体※の滞納繰越額の推移

	5年度		4年度		3年度		2年度		元年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
現年課税分	864	39,056,834	876	44,538,002	770	36,453,394	817	43,372,634	993	44,356,043
滞納繰越分	1,091	54,551,919	982	58,260,829	894	51,287,727	800	45,670,659	1,081	50,265,511
計	1,955	93,608,753	1,858	102,798,831	1,664	87,741,121	1,617	89,043,293	2,074	94,621,554

※ 個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

(イ) 滞納処分の停止の実績

事 由		5 年 度		4 年 度	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）
3 年 消 滅	第 1 号（無財産）	2	3,526,434	20	4,221,781
	第 2 号（生活困窮）	15	1,184,800	11	1,601,800
	第 3 号（財産等不明）	23	1,281,100	31	1,616,500
即時消滅		7	259,443	20	4,323,692
計		47	6,251,777	82	11,763,773

※ 市税 4 税（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）
件数は、当該年度に起案した実数。

- 財産調査の結果、滞納処分ができる財産がない、生活を著しく窮迫させるおそれがある等と認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。滞納処分の停止が取り消されず 3 年間継続したときは、納付義務は消滅する。

(ウ) 差押の実績

	5 年 度				4 年 度			
	差 押		換 価 ・ 配 当		差 押		換 価 ・ 配 当	
	件数	差押額（円）	件数	取立額（円）	件数	差押額（円）	件数	取立額（円）
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0
預 金	11	4,807,100	12	5,702,300	26	2,524,636	24	1,927,864
生命保険	2	1,074,700	0	0	2	1,106,798	2	652,674
所得税還付金	2	1,073,000	1	554,400	0	0	0	0
給 与	39	9,132,968	44	11,231,920	51	9,830,750	46	7,535,849
年 金	0	0	3	997,200	4	1,890,200	5	889,900
その他	3	1,598,800	2	1,324,475	3	449,400	2	440,400
合 計	57	17,686,568	62	19,810,295	86	15,801,784	79	11,446,687

※ 市税 4 税（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）
件数は調書数。換価・配当は前年度以前の差押分を当該年度で換価等したものを
含む。

3 意見

市税は、市の歳入の根幹であり、市民が安心して暮らせる地域社会をつくるために最も大切な自主財源である。今回の調査により、当委員会として、改めて市税の最新の動向を確認することができた。

今年度、個人住民税では森林環境税や定額減税といった税制改正に対応し、

固定資産税・都市計画税では3年に1回の固定資産評価額の評価替えを行ったとのことである。

市税の徴収については、市民の納付利便性の向上のため、口座振替やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの納付を可能にする等の工夫が伺えた。

また、未納者に対しては、督促状・催告書の送付や納税コールセンターによる電話催告を行い、納税の働きかけをしている。

それでも納税されない場合には、納税者の生活状況を見極めながら、滞納処分を行っている。市外に転出した滞納者についても、市内在住者と同様に財産調査を行い、滞納処分を行っているとのことである。

税負担の公平性の観点から、滞納者に対しては引き続き、法令に基づく適切な対処を求める。

なお、財産差押の実績は、換価しやすい給与と預貯金が多く、不動産や物品は少ないが、手段が多様であるほど滞納整理が進むことになると思われるため、更なる研究に努めてほしい。

最後に、令和5年度における市税（国民健康保険税を除く。）納税率の埼玉県内での当市の順位は、63市町村中18位（40市中11位）であり、春日部県税事務所管内（さいたま市岩槻区を除く。）では7市町中1位であるとのことであった（所管事務調査時点での暫定値）。春日部県税事務所管内での納税率が1位であるということは誇れることであるが、更に県内上位を目指してほしい。